

食物アレルギーや長期欠席などにより

給食の提供を受けていない場合に給付金を支給します

(神戸市小学校給食無償化に伴う非喫食者給付金)

2026年度の小学校給食無償化にあわせ、やむを得ない事情により継続して給食(主食・おかず・牛乳の全て)の提供を受けていない児童の保護者等に対し、給食費相当額を支給します。

対象となる方は、期限までにe-KOBE等で申請してください。

※「給食の提供を受けていない」とは、給食を「停止している」かつ「喫食していない」ことを指します。

給付対象となる人

神戸市立小学校、義務教育学校前期課程、特別支援学校小学部の児童の保護者等で以下の方

給食の「停止届等(※)」を学校へ提出済みである

※「学校給食食物アレルギー対応の希望調査兼承認書」または「神戸市小学校給食(停止・再開)届」のいずれかです。

主食・おかず・牛乳すべての給食が停止されている

※「停止届等」の提出の6日後(土日祝除く)から停止されます。停止前の期間は給付の対象外です。

給付申請の方法と締切

① 電子申請(e-KOBE)で申込

※1回申請すれば、年度末まで有効です。

※紙で申請する場合は、一番下の

【お問い合わせ先】までご連絡ください。



左の2次元コードを読み込み

または、

「神戸市 給食無償化 給付金」で検索

随時申請受付中

※締め切り 2027年1月29日(金曜)

2月以降の転入者等：最終締め切り2027年3月31日(水曜)

② 神戸市が内容確認・給付

各学期終了後、神戸市で欠食状況等を確認し給付額を確定。申請時指定の口座へ振込みます。

※年度内で給付要件を満たす月は、給付申請前の月も給付の対象とします。

給付金額

月額上限：小学校・義務教育学校前期課程 5,200円 特別支援学校小学部 6,200円

※月額上限の範囲内で「給食単価(357円)×欠食日数」により月単位で計算します

一日でも給食の提供があった月(発注があった月)は給付の対象外になります。

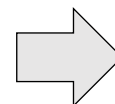
ただし、不登校などの事情があり、喫食した日が3日以内の月で市が認める場合は、給付の対象とします。(喫食した日は給付の計算から除外します)

【お問い合わせ先】

神戸市教育委員会事務局 健康教育課(学校給食費担当)

電話：078-984-0675

ウラ面の「よくある質問」も
ご確認ください



給付に関する「よくある質問」

Q1. 停止届等を学校に提出した場合、どの月から給付の対象になりますか。

A.

給付金は月ごとに判定します。原則として、その月に一度も給食の提供を受けていない月が対象です。このため、停止届等を提出していても、月の途中まで給食の提供を受けていた月（途中まで停止されていない月）は、原則として対象になりません。前月 20 日（2月は 15 日）までに提出すると、翌月分から給付の対象となります。

Q2. 給付の要件を満たしていれば、申請前の月も給付の対象となりますか。

A.

申請の前の月でも、停止届等の提出により給食食材の発注が停止されており、給付要件を満たす月は対象です。ただし、停止届等の提出前の期間など要件を満たさない月は対象になりません。

Q3. 主食だけ、牛乳だけ、おかずだけなど、給食の一部のみを欠食している場合は対象ですか。

A.

給食の一部でも提供を受けていることから、給付の対象になりません。

Q4. 不登校等でほとんど登校していませんが、登校した日に給食の提供を受けた月も対象になりますか。

A.

原則として、その月は給付の対象になりません。ただし、不登校その他の事情により、給食の提供を受けた日が 3 日以内の月であり、給食の提供を継続的に受けていないと市が認める場合は、対象となります。（提供を受けた日は給付金の計算から除外します）

Q5. 不登校等で以前から欠席している場合も、学校へ停止届等の提出は必要ですか。

A.

給付金の申請にあたっては、以前から不登校その他の事情により欠席が続いている場合でも、学校へ停止届等を提出し、給食の発注停止が行われていることが必要です。

Q6. 自分で「対象になる」と思えば、申請してよいですか。

A.

学校へ「停止届等」を提出していることをご確認のうえ、申請してください。ただし、実際に給付対象になるかどうかは市で欠食状況等を確認した上で決定します。

その他のよくある質問と回答については神戸市ホームページをご覧ください。



左の 2 次元コードを読み込み

または「神戸市 給食無償化 給付金」で検索